

2019年10月1日から

3歳から5歳までのお子さんの

児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援 等

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの利用児童
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの利用児童

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

※佐久市から受給者証が発行されている無償化対象児童には「無償化対象児」と記載された受給者証を発行します。

問い合わせ先：佐久市福祉課障害福祉係

TEL：0267-62-2111（内線214）

E-Mail：fukushi@city.saku.nagano.jp

※入所施設利用者については県障がい者支援課（電話：026-235-7149）までお問い合わせください。